

神戸市週休2日制工事実施要領（建築・建築設備工事）

平成 30 年 1 月 5 日 建築技術管理委員会 決定

最終改定 令和 8 年 10 月 1 日

1. 趣旨

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に鑑み、建設業の労働環境を改善し、将来の担い手の確保を図ることを目的に、神戸市が発注する建築及び建築設備工事における週休 2 日制工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

（1）週休 2 日

- ① 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐を開始した日）から工事完成日（工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日）までの期間をいう。なお、次の①～⑥に掲げる期間は含まない。

- ① 年末年始 6 日間（概ね 12 月 29 日から 1 月 3 日）※6 日を上限とし現場閉所（現場休息）の期間
- ② 夏季休暇 3 日間（概ね 8 月 14 日から 8 月 16 日）※3 日を上限とし現場閉所（現場休息）の期間
- ③ 工場製作のみを実施している期間
- ④ 工事全体を一時中止している期間
- ⑤ 災害等への対応期間
- ⑥ その他、発注者があらかじめ対象外として指定した期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間等

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。また、夜間工事で日を跨ぎ夜間工事終了後 24 時間以上休工した場合は、夜間工事が終了した日は現場閉所とする。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業の無い状態をいう。

3. 週休 2 日の達成基準

(1) 完全週休 2 日(土日)

完全週休 2 日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が 2 日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに、現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休 2 日

通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする(週の起算曜日の変更を含む。)。完全週休 2 日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 対象工事

「週休 2 日制工事」は、原則として神戸市が発注する全ての建築及び建築設備工事を対象とする。

5. 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、週休 2 日を前提とした適正な工期を設定する。

6. 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかの方式によるものとし、原則として(1)による。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、原則として全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が「完全週休 2 日(土日)」「月単位の週休 2 日」「通期の週休 2 日」に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休 2 日（土日）」「月単位の週休 2 日」「通期の週休 2 日」に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

7. 事前協議

6(2) 受注者希望方式による対象工事の受注者は、工事着手前に発注者と協議を行い、週休 2 日制工事実施意向届出書〔様式 1〕を監督員に提出する。

なお、不同意とした場合でも、工事成績評定で減点しない。

8. 週休 2 日制工事の見える化

受注者は、施設管理者及び監督員の承諾後、週休 2 日制工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさは A3 サイズ以上とする。

週休2日制工事 この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、 週休 2 日の確保に取り組んでいます。 発注者：神戸市●●局 請負人：●●建設㈱

9. 現場閉所（現場休息）の実施状況の確認

(1) 工事着手前

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した休日等取得計画・実績書〔様式2〕を受注者より受領し、適用する方式に応じた週休 2 日の達成が見込まれていることを確認する。
- ・ 監督員は、工事着手日及び工場製作のみを実施している期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定し、対象期間の設定を行う。
- ・ 複数の工事が分離発注される工事では他の工事の工程にも留意の上設定を行う。

(2) 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度「実施工程表」等により現場閉所（現場休息）の状況を確認し、受注者と調整を行う。
- ・ 受注者は、当月の実績（通期の週休 2 日の場合は工事着手から当月までの実績）及び翌月の休日取得計画を「休日等取得計画・実績書〔様式2〕」に記入し、当月末日までに監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「休日等取得計画・実績書〔様式2〕」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・ 受注者は、現場閉所（現場休息）の実施状況を確認するため、監督員から指示があった場合は、作業日報等を提示し、確認を受ける。

(3) その他留意事項

- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度監督

員は受注者と協議する。

10. 履行確認

週休 2 日の履行確認は、受注者より提出された「休日等取得計画・実績書〔様式2〕」により行う。

11. 工事成績評定

週休 2 日の履行確認結果をもって、工事成績の加点・減点等の評価は行わない。

12. その他

本要領の適用又は履行結果による各種単価及び現場管理費の補正は行わないものとする。

附則

この要領は、令和9年4月1日以降に公告する工事から適用する。

なお、令和9年3月31日以前に公告する工事については、従前の規定によるものとする。